

東京都保育計画
(平成22～26年度)

(案)

平成22年2月
東京都福祉保健局

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画が指すもの	
2	東京の保育をめぐる状況	3
	(1) 東京の子育て家庭の状況	
	(2) 東京の保育サービスの現状	
	ア 保育サービスの類型	
	イ 保育サービスの利用状況	
	ウ 保育サービスの実施内容	
	エ 待機児童の状況	
	(3) 保育サービスの課題	
	ア 保育サービスの量の拡大	
	イ 都市型保育ニーズへの対応	
	ウ 保育サービスの質の向上	
	エ すべての子育て家庭に対するサービスの必要性	
	オ 地域の実情に応じたサービス提供	
3	都がめざす保育サービス	20
	(1) 基本的な考え方	
	(2) これまでの都の取組	
	ア 都独自の補助制度による子育て支援	
	イ 保育サービス拡充緊急3か年事業	
	ウ 安心こども基金の設置	
	(3) 今後の施策の方向性	
	ア 保育サービスの量的拡充	
	イ 都市型保育ニーズへの対応	
	ウ 保育サービスの質の向上	
	エ 地域における子育て支援	

4 事業計画 26

(1) 保育サービスの量的拡充

- ◆ 通常保育（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など）

(2) 都市型保育サービスの充実

- ◆ 延長保育、夜間保育等
- ◆ 休日保育、病児・病後児保育
- ◆ 一時預かり、定期利用保育（仮称）

(3) 放課後児童対策

- ◆ 学童クラブ

(4) 地域における子育て支援

- ◆ 子供家庭支援センター
- ◆ 子育てひろば（地域子育て支援拠点）
- ◆ 子育て短期支援事業
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業

5 次世代育成支援ための新たな制度構築に向けて 33

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討状況

(2) 地方分権改革推進計画に基づく規制緩和

(3) 今後の国への提案要求

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- 平成 17 年 4 月、都は、「東京都保育計画」を策定し、この計画に基づき、保育をはじめとする子育て支援事業の実施主体である区市町村への支援と各種サービスの供給体制の確保に努めてきました。
- 子育て支援施策の中でも重要な位置を占める保育サービスについては、これまで計画的に整備を進めてきましたが、保育所待機児童数は毎年 5 千人前後で推移してきました。
- そのため、平成 18 年 12 月に策定した「10 年後の東京」計画においては、「社会全体で子育てを支援する」東京の実現を目指すとともに、都として、喫緊の課題である待機児童の解消に取り組むことを目標に掲げました。
- この目標達成に向けた具体的な取組として、平成 19 年 12 月に策定した「子育て応援都市東京・重点戦略」では、「働き方の見直しの推進」、「子育て支援サービスの改革」、「子育てにやさしい環境づくり」の 3 つを柱に設定し、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間で取り組む 11 の重点戦略を発表しました。
- 子育て支援については、「待機児童解消に向けた取組」、「緊急的・一時的な保育ニーズへの対応」、「総合的な放課後対策の推進」、「子育て支援拠点の強化と親の子育て力向上支援」の 4 つを重点戦略として推進しています。
- 一方、国も、平成 20 年 2 月に「新待機児童ゼロ作戦」を発表するとともに、同年 12 月からは、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度設計の検討を開始しました。
- また、平成 21 年 12 月、地方分権改革推進計画が閣議決定され、地方分権改革や規制緩和の観点から、保育所の設置・運営基準を自治体が制定する条例へ委任する方向で、現在、法改正の準備が進められています。
- こうした大きな変革の流れの中で策定する「東京都保育計画（平成 22～26 年度）」は、これまでの待機児童解消に向けた取組をさらに加速させるだけでなく、今後の制度改正を視野に入れ、都の子育て支援施策の方向性を定めていく必要があります。
- 法的位置付けとしては、前計画と同様、児童福祉法第 56 条の 9 に基づいて策定する「保育計画」であり、次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づき策定する「次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）」に包含されるものです。

(2) 計画期間

- 本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。
- また、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間については、「少子化打破」緊急対策事業の実施期間にもなっています。

(3) 計画が目指すもの

- 都は、保育を必要とする人すべてが必要度に応じて保育サービスを利用できるように、保育サービスの拡充に取り組んでいます。待機児童の解消に向けて、保育サービスの量的な拡大が注目されがちですが、サービスの質の確保・向上も重要な課題です。
- また、サービス業従事者が多く、夜間勤務や変則勤務など労働形態の多様化している大都市特有の保育ニーズへの対応、パートタイム労働者や求職者向けの保育サービス拡充なども必要です。
- 子供を安心して産み育てるための環境を整えるためには、すべての子育て家庭に対して、育児休業から保育、放課後対策に至るまでの切れ目のないサービス提供の体制を整備する必要があります。
- 本計画では、前計画期間における取組をさらに加速させ、待機児童の解消を目指すとともに、次世代育成支援のための新たな制度を視野に入れ、次の 3 つの理念を定め、サービスの拡充を図っていきます。

3つの理念

- 1 保育を必要とする人への保育サービスを質・量ともに拡充する。
- 2 多様なニーズに対応した都市型保育サービスの充実を図る。
- 3 すべての子育て家庭に対し、必要なサービスを提供する。

2 東京の保育をめぐる状況

(1) 東京の子育て家庭の状況

(都内の児童数)

- 都内の合計特殊出生率は、昭和 40 年代後半の第 2 次ベビーブーム期以降減少傾向が続き、平成 17 年には 1.00 と過去最低の水準になりました。その後、微増傾向にあり、平成 20 年の合計特殊出生率は 1.09、出生数では 106,015 人となっています。
- 少子・高齢化が進んでいますが、都内の就学前児童人口（0～5 歳）は他県からの転入等により、平成 9 年（561,877 人）以降増加傾向にあり、平成 21 年 1 月現在、594,272 人となっています。
- 年少人口（14 歳以下）も、平成 13 年（1,427,229 人）以降増加に転じており、平成 21 年 1 月現在、1,482,232 人となっています。

(子供のいる世帯の状況)

- 親族世帯に占める核家族の割合は、全国、都ともに高まる傾向にあり、都における核家族の割合は全国の割合より高くなっています。平成 17 年時点で、それぞれ 82.7%（全国）、90.2%（都）となっています。
- 最年少の子供が就学前である家庭における共働き率は、全国では 30%台を推移しており、平成 17 年の調査では 36.5%となっています。都においては全国の割合より低いものの、増加傾向にあり、平成 17 年の調査では 31.5%となっています。
- 都が実施した「平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査」において、都内の子育て家庭（小学生までの子どもを養育する世帯及び 20 歳未満の子どもを養育するひとり親世帯）の父母の就労状況をみると、父親の 99.1%、母親の 49.1% が「働いている」と回答しています。5 年前に比べ、働いている母親の割合が増えています。
- 母親の 50.8%は「働いていない」と答えていますが、年齢階層別にみると、30 歳未満が 64.7%、30～39 歳が 56.1%、40～49 歳が 40.1%、50 歳以上が 33.8%と、年齢層が低いほど、「働いていない」割合が高くなっています。

(母親の就労希望)

- 現在の就労状況とともに、調査時点以前の就労状況についても尋ねたところ、調査対象となった母親のうち、「以前働いていた」と回答した人は約半数の44.5%で、現在「働いていない」人の約9割を占めています。

- 現在は働いていないが「以前働いていた」と答えた母親に、仕事を辞めた理由を尋ねたところ、「育児に専念したかったため」の割合が35.4%で最も高く、次に「結婚のため」が33.5%となっています。この二つの理由で約7割を占めています

- また、現在働いていない母親（産休・育児休業中及び病気休暇中の者を除く）に今後の就労希望を尋ねたところ、約8割の人が「働きたい」と回答しています。
その条件としては、「短い時間でも働ける職場があれば」が60.7%、「希望する労働条件であれば」が47.8%、「家に近い職場があれば」が44.2%、「子育てに手が掛からなくなったら」が38.6%となっているほか、「子供をどこかに預けられたら」が20.5%となっています。

(家庭類型と保育サービスの利用意向)

- 次世代育成支援後期行動計画の策定に向けて、都内の各区市町村が実施した調査では、両親ともフルタイム就労の家庭が31%、フルタイム就労と専業主婦（夫）の家庭が40%となっています。

- また、保育サービスの利用意向は、現在保育サービスを利用している人のほか、今後一年以内に利用したいと思う、いわゆる潜在的なニーズも含めると、都内では就学前児童のいる家庭の44%となっています。

- 平成22年1月末に国が発表した「子ども・子育てビジョン」では、3歳未満児に関する潜在的な保育ニーズを44%としており、都のニーズ量とほぼ一致しています。

(2) 東京の保育サービスの現状

ア 保育サービスの類型

- 「保育サービス」とは、就学前の乳幼児について、親などの保護者が家庭において保育することができない場合に、保護者に代わって保育するサービスのことをいいます。
保育サービスの多くは認可保育所や認証保育所などの施設で提供されますが、家庭等に出向くファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなども「保育サービス」の一種です。
- 施設等で提供される保育サービスには、大きく分けて認可保育所と認可外保育施設の二種類があります。
認可外保育施設には、認証保育所、保育室のほか、事業所内保育施設、院内保育所、ベビーホテルなどがあります。
また、居宅等で保育サービスを提供する家庭福祉員（保育ママ）があります。
- 平成 18 年 10 月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、新たなサービス類型として、幼稚園機能と保育所機能を組み合わせた「認定こども園」が制度化されました。
認定こども園は、構成する施設により4つの類型（注）に分けられます。
- 家庭福祉員（いわゆる保育ママ）については、都では昭和 44 年度から補助が実施されていますが、国庫補助制度は、平成 12 年度から開始されました。
また、平成 20 年の児童福祉法改正により、保育所における保育を補完するものとして、家庭的保育が児童福祉法に位置付けられました（平成 22 年 4 月施行）。

(注) 認定こども園の類型

- ① 幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うもの
- ② 幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育に欠ける子供の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるもの
- ③ 保育所型・・・認可保育所が、保育に欠けない子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるもの
- ④ 地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの

- 国庫補助の対象とならない認可外保育施設であっても、地方自治体の公的補助の対象となっている場合は、その施設の利用児童は待機児童に含めないこととされています。
- 都においては、認証保育所、保育室、家庭福祉員などがこれに該当します。
- また、近年、国又は都の制度とは別に、区市町村が独自の保育サービスを提供している事例も出てきています。
- さらに、幼稚園においても、通常の開園時間後に「預かり保育」を実施し、保護者の就労や急用などのニーズに対応している園が増えてきています。

(注) 保育所入所待機児童の定義

入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。ただし、以下のものを除く。

- (1) 付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保育を行うために実施している、
- ①国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童
- ②地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・保育ママ等）において保育されている児童
- (2) 他に入所可能な保育所がある（保育所における特定保育事業を含む）にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由による待機している場合

※他に入所可能な保育所とは、

- ・開所時間が保護者の需要にしている（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）
- ・立地条件が登園するのに無理がない（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）

イ 保育サービスの利用状況

- 都では、0歳児の約15%、3歳未満の児童の約26%が保育サービスを利用していますが、この割合は年々増大しています。
- 3歳以上の就学前児童についてみると、約36%が保育サービスを、約59%が幼稚園を利用していますが、低年齢児の保育サービスの利用の増大に伴い、幼稚園利用児童の割合は減少傾向にあります。
- 認可保育所及び地方単独保育施策（区市町村単独事業を含む）の利用児童数は、平成21年4月現在で185,475人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、31%となっています。

【保育サービス利用児童数】

（単位：人）

施設種別	3歳未満児	3歳以上児	合計
認可保育所	67,071	100,867	167,938
認証保育所	10,248	3,180	13,428
認定こども園	125	835	960
家庭福祉員	1,252	0	1,252
保育室	1,350	0	1,350
区市町村単独施策	472	75	547
合計	80,518	104,957	185,475

（注）平成21年4月1日現在。

認定こども園の利用児童数は、保育に欠ける子の人数。

【保育サービスの類型】

施設において提供される保育サービス	
◆	認可保育所：設備や職員配置などについて、国が定めた最低基準を踏まえた基準により、都道府県知事の認可を得て設置・運営される保育施設
○	公立保育所 知事に届け出て、区市町村が設置した保育所をいいます。
○	私立保育所 知事の認可を得て、社会福祉法人ほか民間主体が設置した保育所をいいます。 平成12年に、それまで社会福祉法人に限られていた設置主体の制限が撤廃され、株式会社や特定非営利活動法人（NPO）なども保育所を設置することができるようになりました。（区市町村、国、都の負担金・補助金あり）
◆	認定こども園 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える施設について、知事が認定した施設をいいます。（公費による補助金あり） ①就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能
◆	家庭福祉員（保育ママ） 区市町村に登録された個人（家庭福祉員）が主に3歳未満児（3人まで）を居宅等で保育する制度。（公費による補助金あり）
◆	認可外保育施設
○	認証保育所 13時間以上の開所や0歳児からの受け入れなど、東京都が定める要件を満たし、都知事が認証した保育施設。A型（駅前基本型）とB型（小規模・家庭的保育）があります。（公費による補助金あり）
○	保育室 3歳未満児を対象とした小規模・家庭的な保育施設。都では、保育サービス水準の向上のため、認証保育所B型への移行を進めています。（公費による補助金あり）
○	事業所内保育施設 事業所や病院等において、その従業員の乳幼児を対象にした保育施設。 （公費による補助金あり）
○	ベビーホテル 上記保育施設以外で、 ①午後7時以降の保育を行っている ②宿泊を伴う保育を行っている ③時間単位での乳幼児の預かりを行っている のいずれかの要件に該当するもの。（公費による補助金なし）
その他の保育サービス（保育施設以外で提供される保育サービス）	
○	幼稚園における預かり保育 在園児を対象に、保護者の就労や急用などのときに開園時間の前後に預かって保育する。（公費による補助金あり）
○	ファミリー・サポート・センター 育児の援助等を行いたい者と受けたい者からなる会員で組織される地域の子育て支援組織。（公費による補助金あり）
○	ベビーシッター 家庭や旅行先などに出向いて子どもの世話をする。

(認可保育所)

- 核家族化や共働き家庭の増大により保育サービス利用が一般化する中で、就学前児童に占める認可保育所在籍児童の割合は増え続け、現在では、都内の就学前児童の28%が認可保育所を利用しています。
- 平成21年4月現在の認可保育所数は1,705か所、利用児童数は167,938人です。
その内訳は、0歳児が12,014人、1歳児が24,869人、2歳児が30,188人、3歳児が33,155人、4歳以上児が67,712人となっています。
- 5年前との比較では、全体で10,775人増えていますが、その内訳は0歳から2歳が6,985人増、3歳以上が3,790人増であり、低年齢の利用児童数の増加が著しくなっています。
- 年齢別の定員と入所児童の状況を見ると、4月時点では、0歳児と3歳以上児で空きがあるのに対し、1～2歳児については、定員を既に超過して児童を受け入れています(入所定員の弾力化)。
- 10月になると、4月以降に生まれた、あるいは保護者の育児休業が明けると0歳児の需要が急増するため、0歳児についても定員を超過して受け入れています。一方、4歳以上児については、2,329人分の空きがあります。

(認証保育所)

- 平成13年度の制度創設以来、認証保育所は、施設数、利用児童数とも着実に増加しています。
- 平成21年4月現在、駅前型を基本とするA型は364か所、保育室からの移行を中心とするB型は84か所で、合計448か所が開設しています。
- 利用児童数についてみると、平成21年4月現在、A型・B型合計で13,428人に達しています。年齢別にみると、0歳児が2,230人(16.6%)、1歳児が4,241人(31.6%)、2歳児が3,777人(28.1%)、3歳以上児が3,180人(23.7%)で、0～2歳児が約8割を占めています。
- 認証保育所においては、零歳児保育の実施を義務付けており、3歳未満児を中心に受け入れています。3歳以上の利用児童数も増えてきています。

【認可保育所と認証保育所の比較】

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設
2 設置主体	区市町村（届出） 社会福祉法人、民間事業者等（認可）	①A型 民間事業者等 ②B型 個人
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定。	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 対象児童	0～5歳	（零歳児保育義務づけ） ①A型 0～5歳 ②B型 0～2歳
5 規模	20人以上	①A型 20～120人 ②B型 6～29人
6 施設基準	児童福祉施設最低基準	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、 ほふく室 （0、1歳児室）	1人当たり3.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上（2.5㎡まで弾力化） ②B型 2.5㎡以上
保育室・ 遊戯室 （2歳以上児室）	1人当たり1.98㎡以上	1人当たり1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上（付近の代替場所でも可）	①A型 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上（付近の代替場所でも可） ②B型 特に規定せず
7 職員	児童福祉施設最低基準	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、年齢別保育従事職員定数の6割以上は保育士（正規職員）
配置基準	0歳児：3人につき1人以上 1・2歳児：6人につき1人以上 3歳児：20人につき1人以上 4歳以上児：30人につき1人以上	認可保育所と同様の配置基準
8 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
9 保育内容	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる
10 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収（同一区市町村内は同一の料金体系）	下記の上限額の範囲内で自由設定 3歳未満児：80,000円 3歳以上児：77,000円 （月220時間以下の利用の場合の月額）

(認定こども園)

- 認定こども園は、急速な少子化の進行や地域を取り巻く環境の変化に伴い、就学前の子供の教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、小学校就学前の教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的として、平成 18 年 10 月に法制度化されました。
- 都では、同年 12 月に都における認定基準を条例等で定めるとともに、認定こども園が大都市の保育・教育等の多様なニーズに柔軟に対応し、その機能を十分に発揮できるよう、法定された全ての類型において都独自の補助を実施するなど、認定こども園の設置促進を図っています。
- 都内では、平成 21 年 4 月現在、33 施設が認定を受けており、定員は全体で 7,755 人、このうち保育に欠ける子の定員は 1,110 人、利用児童数は 960 人となっています。
33 施設の類型別の内訳は、幼保連携型が 4 施設、幼稚園型が 20 施設、保育所型が 5 施設、地方裁量型が 4 施設となっており、幼稚園型が 6 割を占めています。

(家庭福祉員)

- 家庭福祉員は、保育の知識・経験をもつ一定の資格を満たす人が、主に 3 歳未満の子供を自宅で預かるものです。
- 平成 21 年 4 月現在の登録福祉員は 625 人、うち児童を受託している福祉員は 501 人です。利用児童数は、0 歳児が 420 人、1 歳児が 509 人、2 歳児が 323 人で合計 1,252 人となっています。

(保育室)

- 平成 13 年度の認証保育所制度創設後、保育室については、保育サービスの質のレベルアップを目的として認証保育所等への移行を進めており、施設数、利用児童数とも減少しています。
- 平成 21 年 4 月現在の施設数は、94 か所、利用児童数は、1,350 人となっています。

(区市町村単独保育施策)

- 認可保育所、認証保育所など、国や都が制度化している事業のほか、各区市町村が独自に実施している保育施策もあります。
- 保育ニーズの急増による待機児童の急増に対応するため、各区市町村が緊急対策として取り組む事例も増えてきています。
- 平成21年4月現在、547人の児童が区市町村単独保育施策のサービスを利用しています。

(その他)

- 認可外保育施設には、このほかに、事業所や病院などにおいて、従業員の乳幼児を対象に保育を行う事業所内保育施設、院内保育所のほか、ベビーホテルなどがあります。
- ベビーホテルは、保育サービスの内容や保育環境の面で課題もありますが、待機児童の受入れ先として、また、夜間から深夜にかけての預け先（保育所等との二重保育など）として、施設数、利用児童数ともに増加しています。

ウ 保育サービスの実施内容

(延長保育、夜間保育等)

- 認可保育所は、月曜日から土曜日まで、1日11時間開所で、その時間内での保育サービスを基本としています。開所時間はおおむね、午前7時30分から午後6時30分ごろに設定されています。
この基本時間の前後に行う保育が「延長保育」です。
- 長い通勤時間や不規則勤務など、大都市では早朝や夜間の保育に対して高いニーズがあります。
- 延長保育を実施する認可保育所は年々増加しているものの、平成20年度末現在の実施率は79.2%です。このうち、2時間以上延長保育を行っている保育所は、237か所で、延長保育を実施している全保育所(1,338か所)の17.7%にとどまっています。
- また、午後10時まで開所している保育所等(夜間保育所のほか、延長保育及び子育て短期支援事業(トワイライトステイ)を含む)は、平成21年4月現在で合わせて54か所です。
- 平成19年度に都が実施した調査では、認可保育所を利用した後に補助的な預け先を利用する「二重保育をしている」子どもは、公立保育所利用者で10.7%、私立保育所利用者で7.0%います。
- 一方、認証保育所では、全施設で13時間開所を実施しています。午後10時まで開所している認証保育所は、平成21年4月現在、A型83か所、B型4か所、合計87か所で、全認証保育所(448か所)の約2割となっています。

(零歳児保育)

- 都では、育児休業規定のある企業は、全体の91.5%です。従業員規模が大きいほど規定を設けている割合は高くなっています。
- 育児休業の取得率は、年々増加しており、平成20年には女性は90.9%、男性は1.34%となっています。
- このように育児休業制度も充実してきていますが、依然として零歳児保育の需要も高くなっています。
都内認可保育所の零歳児保育実施状況は、平成21年4月現在、1,705か所中1,309か所で実施率は76.8%です。そのうち3か月未満児からの受入を行っている保育所は921か所、全体の70.4%となっています。

- 認証保育所では、全施設で零歳児保育を実施しています。

(休日保育、病後児保育)

- 平成 19 年度に都が行った調査によると、「子供を預けていて不満に思うこと」として、「子供が病気のと看利用できない」が 34.9%と最も高く、「夜間や休日に利用できない」も 13.8%と上位に挙げられています。
- 第三次産業の従事者が 8 割を超える東京では、小売業やサービス業、福祉関連事業など、休日に勤務する人も多く、休日保育のニーズがあります。
- また、都の調査結果では、子供が病気やけがをしたときの対応として、働く女性の多くが有給休暇や看護休暇を取りたいと希望していますが、希望どおりに休暇を取得できない場合には、やむを得ず同居以外の親戚に預けるなどして対応しています。
- 都内における保育サービスの提供状況を見ると、日曜・休日に子供を預かる「休日保育」を実施しているのは 52 か所です（平成 21 年度実績）。
また、病気の子供を病院や保育所等において一時的に保育する「病児・病後児保育」を実施している施設は 93 か所です（平成 21 年度実績）。

(一時預かり事業、特定保育)

- 大都市では、地域のつながりが希薄化し、親族や近隣の協力が得られにくいことから子育てが孤立化し、負担感が大きくなりがちです。
- 都が行った調査では、日中在宅で子供の世話をしている家庭が望む在宅支援サービスとして、「緊急時に預かってくれる」が 49.9%、「リフレッシュを目的として預かってくれる」が 17.9%となっています。
- 母親が就労している割合は平成 19 年度で 49.1%であり、増加傾向にあります。働く母親の従業上の地位は、正規職員が 30.9%であるのに対し、パートタイムやアルバイトが 47.5%と多数です。現在就労していない母親も 69.3%が「いずれ働きたい」という希望を持っていますが、働く条件として 60.7%の母親が「短時間の職場があれば」としており、パートタイム労働への就労希望が高くなっています。
- このような保育ニーズに対応するため、保護者の育児疲れなどの場合に子どもを預かる一時預かり事業とパートタイム労働等に対応する特定保育が実施されています。一時預かり事業の年間延利用児童数は約 30 万人、特定保育事業の年間延利用児童数は約 1 万人となっています（平成 20 年度実績）

エ 待機児童の状況

- 保育所入所待機児童とは、区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件に該当しているにもかかわらず、入所できない児童をいいます。
- 平成 17 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 20 年度に再び増加に転じ、平成 21 年度には経済情勢の悪化等により急増しました。
平成 21 年 4 月現在の待機児童数は、7,939 人で、その内訳は、0 歳児が 1,334 人、1 歳児が 3,877 人、2 歳児が 2,036 人、3 歳児が 538 人、4 歳以上児が 154 人となっており、0~2 歳の低年齢児が 9 割以上を占めています。
- 年齢別の待機児童数と入所定員枠の状況をみると、3 歳未満の低年齢児の入所枠が少ないことが待機児童発生の一因となっているといえます。
- 一方、定員に空きがあるにもかかわらず、待機児童が発生する理由としては、保育所の所在地や提供されるサービス内容が利用者のニーズに合っていないことが考えられます。

(3) 保育サービスの課題

- 東京の子育て家庭と保育サービスの状況を踏まえ、東京における保育サービスの課題を、サービスの量、質、内容などの観点から改めて整理します。

ア 保育サービスの量の拡大

- 都は待機児童解消に向けて、平成 20 年度から「保育サービス拡充緊急 3 か年事業」を実施し、短期集中的な施設整備に取り組み、3 か年事業の初年度である平成 20 年度は整備目標を達成しました。
- しかしながら、就学前児童人口の増化や経済情勢の悪化等により、保育ニーズが急増し、平成 21 年 4 月時点で 7,939 人の待機児童が存在しています。
- こうした待機児童を解消していくためには、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、様々な施策を組み合わせ、引き続き積極的に保育サービスの量的拡大を図らなければなりません。
- また、認可保育所や認証保育所などにおいて、受入れ枠の拡大や入所定員（取扱人員）の弾力化など、既存のサービス資源を最大限に活用することが必要です。
- その際、顕在化している待機児童だけでなく、今後就労を希望している人など潜在的な保育ニーズを踏まえて対応することが必要です。

イ 都市型保育ニーズへの対応

- 現在の認可保育所は、女性の就労が一般的でなかった昭和 20 年代に、日中家庭に世話をする者がいない（保育に欠ける）児童が入所する措置施設として制度化されました。
- その後、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等により、保育ニーズも多様化してきました。
- 平成 9 年の児童福祉法改正により、それまでの区市町村による措置制度が一部見直され、区市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度に改正されましたが、保育サービスの中核を担う認可保育所だけでは、利用者のニーズに十分応えきれてはいません。

- 社会経済環境の変化に伴う利用者ニーズに的確に対応するためには、社会福祉法人を中心とした認可保育所だけでなく、多様なサービス提供主体が、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育など、保育サービスの充実に努めていくことが必要です。

ウ 保育サービスの質の向上

- 待機児童解消に向けた取組を進めるにあたり、保育サービスの量的拡大だけでなく、サービスの質の確保を図ることも重要です。
- 都民の多様な保育ニーズに対応するため、零歳児保育や延長保育などのサービスを拡充していく際にも、子どもがより良い環境の中で過ごすことができるよう、保育環境の確保をより重視しなければなりません。
- 特に、長時間保育については、常に子どもの健全な発達と最善の利益の確保という視点が欠かせません。
- しかし、現状では、大都市ニーズに対応した保育サービスが不足しているため、ベビーホテルなどの認可外保育施設や二重保育を利用せざるを得ない人が、多く存在しています。
- 提供主体やサービスのメニューにかかわらず、だれもが安心してニーズに応じた保育サービスを利用できるようにするためには、サービス水準を向上させるとともに、利用者支援・利用者保護の取組を進めていくことが必要です。
- 平成 20 年 3 月、保育所における保育の内容や運営のガイドラインである保育所保育指針が改定され、平成 21 年 4 月から施行されました。
- 今回の改定により、保育所保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示されました。
- 各保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めることが求められています。
- また、国は、保育指針の告示に伴い、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定しました。
- アクションプログラムの実施期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの

5年間となっていますが、国の策定する内容や成果物（ガイドラインなど）を踏まえ、各自治体においても、保育の質の向上のための取組が求められています。

エ すべての子育て家庭に対するサービスの必要性

- 現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子どもを入所させることはできません。
- 児童福祉法施行令には、「保育に欠ける」要件として、保護者が「昼間労働することを常態としていること」を挙げています。もちろん短時間勤務や夜間勤務の人でも認可保育所を利用することは可能ですが、現行制度においては、フルタイム勤務者の利用が優先されています。
- また、在宅で子育て中の家庭が、育児疲れなどを理由に利用することも、現状では困難です。
- 核家族化や地域社会のつながりが希薄化している中、在宅で子育てをしている家庭においては、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大している状況もあります。
- 保育所入所児童に対するサービスだけでなく、地域の子育て家庭に対する支援も、保育所に求められている役割の一つです。
- 保育を必要とする人すべてが必要度にに応じてサービスを利用できる仕組みをつくる必要があります。

<児童福祉法施行令(保育の実施基準)>

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

オ 地域の実情に応じたサービス提供

- 地域における保育サービスの供給体制は、保育の実施主体である区市町村が、地域の様々な保育資源を活用して確保していくべきものです。
- その際、認可保育所や認証保育所など既存のサービス体系ではない区市町村独自のサービスを提供する事例も出てきています。待機児童の増加に対応するための緊急施策として取り組む自治体もあります。
- 区市町村独自の保育施策を利用している児童も、待機児童数のカウントからは除外されます。待機児童解消の観点から、こうした区市町村独自の施策に対する支援も必要です。

3 都がめざす保育サービス

(1) 基本的な考え方

- 子育ての第一義的な責任は、親にあることは、言うまでもありません。
- しかしながら、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下し、保育サービスはすべての子育て家庭に必要な普遍的なサービスとなっています。
- 保育サービスを利用する児童の割合は、10年前の平成11年には26%でしたが、平成21年現在では31%になっています。
- もちろん、現在でも、経済的理由やひとり親家庭の優先入所等、福祉的ニーズに対する子育て支援のセーフティネットを確保するという行政の責任は、変わるものではありません。
- 特に、虐待等の増加に伴い、家庭環境、経済困窮等の理由により養育困難等の問題を抱えるなど、福祉的保育サービスを必要とする子供に対し、その健全な発達を保障することは、行政が公的な責任において果たすべき役割です。
- これからの都の保育サービスに求められるものは、子供の豊かな育ちを支える視点を持ちつつ、今後益々増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していくことです。
- 保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡大しなければなりません。

(2) これまでの都の取組

ア 都独自の補助制度による子育て支援

- 安心して子供を産み育てられる環境を整備するためには、区市町村が地域の実情に応じて行う多様な取組を支援していくことが重要です。
- 区市町村においては、通常の保育サービスや在宅サービスでは補えない、より地域に密着した様々な子育て支援ニーズを把握し、それらに應える独自の施策を展開してきました。

- 例えば、地域の商店街の空き店舗等を活用した子育てカフェ等で子供の一時預かりを行う事業や、地域の高齢者と子育て世代がふれあう場を提供する事業など、多種多様な取組例があります。
- 都は、こうした区市町村が行う独自の取組に対し、平成20年度まで「福祉保健基盤等区市町村包括補助事業」及び「子育て支援基盤整備包括補助事業」によりハードとソフト両面からの支援を行い、平成21年度からはこれらの補助金等を統合・再構築し、「子ども家庭支援区市町村包括補助事業」として、より総合的な支援を実施しています。
- また、平成17年度までの市町村を対象とした子育て支援に関する都加算補助制度は、対象者や用途が細かく限定されているなど、必ずしも市町村の柔軟な対応を促す仕組みになっていませんでした。
- 都は平成18年度に既存の補助制度を再構築して子育て推進交付金を創設し、市町村がすべての子供と家庭を対象として創意工夫により実施する施策展開を支援しています。

イ 保育サービス拡充緊急3か年事業

- 都はこれまで、保育サービスの整備を計画的に進めてきましたが、保育所入所待機児童数は、平成14年度以降、毎年5千人前後で推移してきました。
- このため、平成18年12月に策定した「10年後の東京」計画において、都として待機児童の解消に取り組むことを目標に掲げました。
- この目標達成に向けた取組として、平成19年12月に策定した「子育て応援都市東京・重点戦略」では、「保育サービス拡充緊急3か年事業」により、平成20年度から22年度までの3年間で定員15,000人分を整備していくことを発表しました。
- 賃貸物件を活用した保育所整備など、都独自の取組が功を奏し、3か年事業の初年度である平成20年度は、緊急3か年事業の整備目標を達成しましたが、就学前児童人口の増加や経済情勢の悪化等により保育所入所申込者数が増加し、平成21年4月の待機児童数は前年比で1.4倍の7,939人に急増しました。
- このため、平成21年6月補正予算で、事業者及び区市町村の負担を軽減する都独自の支援策を講じ、平成21年度の整備目標を当初計画の1.5倍の8,000人増に引き上げ、保育サービスの拡充に積極的に取り組んでいます。

ウ 安心こども基金の設置

- 待機児童解消に向けた取組を支援するため、国も、平成 20 年 2 月に「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、平成 22 年度までの 3 年間で集中重点期間と位置づけました。
- 集中重点期間における保育所の緊急整備の前倒し実施が可能となるよう、国は、平成 20 年度第 2 次補正予算で「安心こども基金」を創設しました。
- 保育所の整備費補助については、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により国から区市町村に直接補助されていましたが、「安心こども基金」創設後は、これまで国が負担していた整備費補助が、基金を財源に都道府県から区市町村に補助する仕組みに変わりました。
- 「安心こども基金」では、都が国に先駆けて取り組んできた賃貸物件を活用した保育所整備事業や認可基準を満たす認可外保育施設への補助（認証保育所開設準備経費）も国の支援の対象になりました。
- 都は、国の「安心こども基金」に加え、事業者及び区市町村の負担を軽減する都独自の支援策（待機児童解消区市町村支援事業）により、0～2 歳児の定員拡充に取り組む区市町村への支援を強化しています。
- また、「安心こども基金」は保育サービスの充実だけでなく、平成 21 年度第 1 次補正予算により、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充など、補助対象事業が拡大されてきています。

(3) 今後の施策の方向性

- 今後、都は、次の4つの点を重視して保育施策を進め、保育の実施主体である区市町村や事業者への支援をさらに強化していきます。

ア 保育サービスの量的拡充

- 第一に、待機児童の解消に向けて、保育サービスの供給量を大幅に拡充することです。
- これまで、都は、保育サービス拡充緊急3か年事業などに取り組み、着実に成果を上げてきていますが、就学前児童人口の増加や経済情勢の悪化等に伴う保育ニーズの急増に対し、供給が追いついていません。
- 緊急3か年事業における施設整備のペースを今後も維持するとともに、既存施設の定員拡充や定員の弾力化、区市町村単独事業への支援など、創意工夫により保育サービスの受け皿を確保する必要があります。
- また、目標の設定に際しては、顕在化している待機児童数だけでなく、潜在的なニーズ量も踏まえて設定することが必要です。平成22年1月に国が発表した「子ども・子育てビジョン」では、3歳未満児に関する潜在的な保育需要は、平成29年度に44%に達すると推計しています。
- 都における潜在的ニーズ量は、就学前児童人口の44%となっており、この数値を考慮して目標を設定する必要があります。

イ 都市型保育ニーズへの対応

- 第二に、核家族化や就労形態の多様化等による保育ニーズの多様化に対し、的確に対応していくことです。
- 延長保育、零歳児保育など、都市型保育ニーズに添えていくだけでなく、休日・夜間保育、病児・病後児保育など、引き続き多様なサービスの供給体制の確保に努めていく必要があります。
- また、待機児童の約3分の2を占めるパートタイム労働者や求職者向けのサービスも必要です。現在の保育サービスは、常勤就労者を中心とした体系となっていますが、待機児童を解消するためには、保育を必要とする人がその必要度に応じてサービスを利用できる仕組みを構築しなければなりません。

ウ 保育サービスの質の向上

- 第三に、保育サービスの質を確保することです。
- 待機児童の問題から、とかく保育サービスの量的拡充に視点が向きがちですが、子供の健全な発達を支えていくためには、保育サービスの質を確保・向上させていく取組も重要です。
- 保育所保育指針には、職員の資質向上、施設長の責務のほか保育所の自己評価についても規定されています。
- 事業者に対する指導検査・監督などのほか、認証保育所の施設長研修、家庭福祉員研修、認可外保育施設職員研修など継続的な研修も必要です。
- また、客観的な視点で運営状況等をチェックし、事業者自らがサービスの質の確保・向上に取り組めるよう、引き続き、福祉サービス第三者評価の受審を促進していく必要があります。
- さらに、保育士有資格者の再就業支援を実施し、サービスの担い手の確保にも取り組んでいきます。

エ 地域における子育て支援

- 第四に、すべての子育て家庭を視野に入れた、子育て支援を展開することです。
- 保育サービスを受けている家庭の場合は、保育士など育児の専門家からアドバイスを受けながら子育てができるものの、在宅で子育てをしている家庭では、核家族化の進行や地域社会の希薄化等から、育児についてのアドバイスを受ける機会が少なく、育児の孤立化が問題となっています。
- これらを踏まえ、保育所は入所している子供の家庭だけではなく、その専門性や地域に広く設置されているという特性を生かし、地域の子育て支援拠点として、園庭開放など交流の場の提供や子育て相談・体験保育等を通じ、地域の子育て家庭に積極的にアプローチし、その機能をさらに向上させることが求められています。
- さらに、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援拠点である「子育てひろば」に、一時預かりや学童保育等の機能を拡充するなど、社会資源を有効に活用し、子育て支援サービスを拡充させることが求められています。

- また、複雑困難化する児童虐待に対応するため、要保護児童対策の要である要保護児童対策地域協議会の機動性を高めることが求められています。そのためには、子ども家庭支援センターや児童相談所、保健センター、保育所など関係機関による地域の連携をさらに強化する必要があります。
- 都は、区市町村と連携し、保育所や子育てひろば、子供家庭支援センター等が実施する地域の子育て力向上へ寄与する取組を支援し、機能の充実を図っていきます。

4 事業計画

- 地域における保育サービスをどのように拡充・展開していくかについては、保育の実施主体である区市町村が、それぞれの地域の保育ニーズや提供主体の状況等を把握したうえで、方向性を策定し、進めるものです。
- 本計画では、区市町村が潜在的な需要も含むニーズ調査を実施しています。都は、区市町村がニーズ調査等に基づいて設定した目標事業量を参考に、都全体の目標値を設定しました。
- 今後、この事業計画に基づき、都民が必要なサービスを利用できるよう、引き続き積極的に区市町村を支援していきます。

(1) 保育サービスの量的拡充

◆ 通常保育(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など)

- 平成20年度から取り組んでいる「保育サービス拡充緊急3か年事業」の継続実施による定員拡充や、定員の弾力化などにより、保育サービスの利用児童数を大幅に増大させます。
- 待機児童の保護者の3分の2はパートタイム労働者等であることを踏まえ、パートタイム労働者等にも使いやすい新たな保育サービス「定期利用保育事業(仮称)」を創設します。
- 平成27年度当初には、おおむね228,500人の児童が保育サービスを利用できる体制を確保します(区市町村単独保育施策等を含む)。

保育サービスの利用児童数

21年4月 185,475人 → 27年4月 228,500人

※22~24年度の3年間で保育サービス利用児童数を22,000人増

※22~26年度の5年間で保育サービス利用児童数を35,000人増

(2) 都市型保育サービスの充実

◆ 延長保育、夜間保育等

- 不規則勤務や交替制勤務、長い通勤時間等による、延長保育のニーズに対応するため、認可保育所における延長保育の実施率について、平成 26 年度までに 10 割を目指します（ニーズの少ない島しょ部は除く）。
- 現在は、都内で 237 か所、全認可保育所の 14.0%（延長実施保育所のうち 17.7%）でしか実施していない 2 時間以上の延長については、延長実施保育所のうち 3 割での実施を目指します。また、午後 10 時まで開所している保育所等（夜間保育所のほか、延長保育及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を含む）は、54 か所から 64 か所へと増やします。

延長保育の実施率（都内全認可保育所）

20 年度 8 割 → 26 年度 10 割（島しょ部除く）

2 時間以上延長の実施率（延長実施保育所のうち）

20 年度 1.8 割 → 26 年度 3 割

午後 10 時まで開所している保育所等

21 年度 54 か所 → 26 年度 64 か所

◆ 休日保育、病児・病後児保育

- 現在、休日保育は 52 か所（23 区市）、病児・病後児保育については 93 か所（44 区市）で実施していますが、都民ニーズを踏まえ、平成 26 年度には休日保育を 100 か所、病児・病後児保育を 140 か所で実施します。

休日保育 21 年度 52 か所 → 26 年度 100 か所

病児・病後児保育 21 年度 93 か所 → 26 年度 140 か所

◆ 一時預かり、定期利用保育(仮称)

○ 保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて保育所などで一時的に子どもを預かる一時預かりは、子育て家庭の支援に必要なものです。

また、保護者の就労形態の多様化に対応し、東京都独自に特定保育の拡充を行い、パートタイム労働者等にも使いやすい新たな保育サービスとして定期利用保育を開始します。

潜在的な保育ニーズが高いことから、平成 26 年度には一時預かりと定期利用保育(仮称)の合計で年間延利用児童数 80 万人を目指します。

一時預かり	20年度	30万人	→	26年度	40万人
定期利用保育(仮称)	20年度	—	→	26年度	40万人

(3) 放課後児童対策

◆ 学童クラブ

- 学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、放課後安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。
- 平成19年度からは「放課後子どもプラン」がスタートし、学校を利用した放課後の児童の居場所づくりを行う「放課後子供教室」事業が展開されるようになりました。
- 学童クラブは前期計画の整備目標を達成したものの、その待機児童数は依然として毎年1,800人前後で推移しています。保育所と異なり学童クラブは子供が自分の足で通える範囲に整備する必要があるため、設置にあたっては地域的な偏在を解消しつつ、量的整備をすすめます。
- また、ほとんどの学童クラブがおおむね18時までになってしまうことから、保育所で延長保育を利用していた保護者が、子供が小学校に入学したと同時に働き方の見直しを迫られるいわゆる「小1の壁」問題も顕在化しています。
- このため、学童クラブの開所時間の延長やサービスの拡充を図るために、民間活力を導入した都独自の補助制度を構築し、利用者ニーズに corres 応する新たな学童クラブ事業も展開していきます。また、学童クラブは放課後子供教室と連携しながら、安全・安心な放課後の児童の居場所づくりを目指します。

学童クラブ登録児童数

21年度 84,032人 → 26年度 104,000人

※26年度までに登録児童数を20,000人増

(4) 地域における子育て支援

◆ 子供家庭支援センター

- 児童福祉法上、児童相談の第一義的な窓口は区市町村と位置付けられています。
- 子供家庭支援センターは、地域における身近な子供と家庭の支援機関の役割を持ち、様々な子育て支援事業を所管しています。また、地域において各種のサービスを繋げる調整機関の役割を担っています。
- 都は、地域における身近な子供と家庭の支援機関として、「子供家庭支援センター」の設置を進めてきました。前計画期間（H17年～H21年）において、ほぼ全区市町村に設置され、未設置の自治体においても児童相談窓口が設置されるなど、整備面では目標を達成しています。
- 本計画においては、子供家庭支援センターの機能の充実に重点を置き、センターで実施する各種事業の推進を目標としたうえで、切れ目のない支援体制の整備を図ります。
- また、様々な課題を抱える親に対し、より専門性を持った適切な対応が可能となるよう、センター職員の資質向上に取り組んでいきます。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

21年度 48区市町村 → 26年度 62区市町村

養育支援訪問事業

21年度 48区市町村 → 26年度 62区市町村

◆ 子育てひろば(地域子育て支援拠点)

- 在宅で子育てをしている親子に地域の身近な場所をつどいの場を提供し、子育て相談や子育ての啓発活動、子育てサークルの支援等を行う「子育てひろば」は前計画期間中に目標設置数(21年度631か所)を達成しました。
- しかし地域によっては、整備地域や利用者に偏りが見られるケースや、整備数は十分でも子育てひろばの認知度が低いケースがあります。子育て家庭が快適に子育てひろばを利用することができるよう、面的量的整備を進めると同時にインターネットなど様々な場面での情報提供・情報発信を行って行きます。
- また、一時預かり等を行う子育てひろばの設置を促進し、地域における子育て支援機能の充実を図ります。
- さらに、都は、センター型の子育てひろばを、地域の子育て相談体制における中間的支援拠点と位置付けており、より地域に身近な場所で子育て相談を行い、子供家庭支援センター等と連携をとりながら対応するなど、切れ目のない支援体制を全区市に整備することを目指しています。

子育てひろば(地域子育て支援拠点)の設置

21年度 686か所 → 26年度 879か所

センター型子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備

21年度 29区市 → 26年度 49区市

◆ 子育て短期支援事業

<ショートステイ、トワイライトステイ>

- 保護者が病気や育児疲れ等により支援を必要としているときに、児童養護施設などで短期間児童を預かるショートステイや、保護者の就労等の理由により夜間等に子供の預かりを行うトワイライトステイは、核家族家庭の多い都市部における子育て支援サービスとして欠かせないものです。
- トワイライトステイの実施時間帯が保育所等における延長保育や夜間・休日保育と共通することから、後期計画においては、これらの事業全体で延長・夜間保育等のニーズに応える体制整備を目指します。

ショートステイ事業

21年度 41区市町 → 26年度 62区市町村

※トワイライトステイ事業は、延長保育、夜間保育等に包含

◆ ファミリー・サポート・センター事業

- 仕事と家庭の両立や子供を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員どうしで育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業は、前期計画期間中に、地域に密着した顔と顔の見える活動として定着してきました。
- 今後はサービスを安定的・継続的に供給するため、提供会員の質の向上を図るとともに提供会員数を増やしていくことを目指します。

ファミリー・サポート・センター事業 提供会員数

21年度 11,574人 → 26年度 13,500人

5 次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討状況

- 平成19年12月、国は、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置し、包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計の検討に着手しました。
- これは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のとりまとめを受け、少子化の流れを変えるための新たな制度体系の検討を目的としたものです。
- 平成21年2月、少子化対策特別部会は第一次報告をとりまとめました。この中では、現行の保育制度の課題として、①スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難、②深化・多様化したニーズへの対応が困難、③認可保育所・認可外保育施設の質の向上などがあげられています。
- 新たな保育の仕組みについては、その実現には財源確保が不可欠としながらも、①区市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭、虐待等）の要否を認定、②例外ない保育保障、③区市町村の実施責務、④利用者が保育所と公的保育契約を締結、⑤客観的基準による事業者参入（指定制）などが提言されています。
- さらに、詳細な検討のために、8月からは二つの専門委員会を設置して議論が進められ、平成21年12月に事務局がこれまでの議論のまとめを行っています。

(2) 地方分権改革推進計画に基づく規制緩和

- 一方、平成21年10月に、地方分権改革推進委員会第3次勧告が出され、これを受けて平成21年12月には、地方分権改革推進計画が閣議決定されました。
- この中では、これまで国が全国一律で定めてきた保育所の設置・運営基準を、都道府県等が制定する条例に委任する方針が示されています。
- 職員の資格や配置人数に関する基準、居室面積に関する基準、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等については、国が「従うべき基準」を示すこととされていますが、保育所の面積基準については、東京等の一部の地域について、待機児童解消までの一時的措置として、「標準」（注）とすることとされました。

- これにより、面積基準については、法令で定める「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある場合は、地域の実情に応じた「標準」と異なる基準を定めることが可能になります。
- 今後、地方主権改革推進一括法案が国会に提出され、審議される予定です。

(3) 今後の国への提案要求

- 少子化対策特別部会における議論は、これまで都が国に提案要求してきた「保育所制度の抜本的改革」の考え方を一部実現する内容となっています。
- しかしながら、今後益々増大する保育ニーズに対応するためには、面積基準の緩和だけでなく、現行の保育所制度を多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す利用者本位の新たな仕組みへと改め、質・量ともにサービスを拡充していく必要があります。
- 引き続き、「保育所制度の抜本的改革」の早期実現を国に働きかけるとともに、本計画の着実な実施により、都の子育て支援施策のさらなる充実を図っていきます。

(注) 地方主権改革推進一括法案による自治体への条例委任の類型

① 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

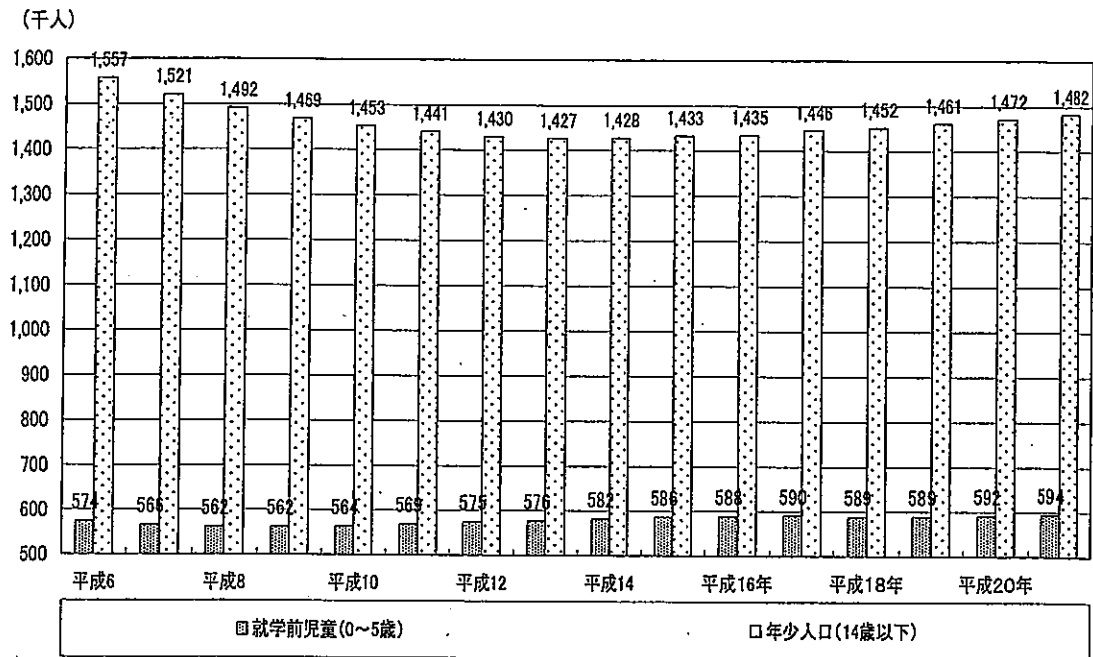
② 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

③ 「参酌すべき基準」

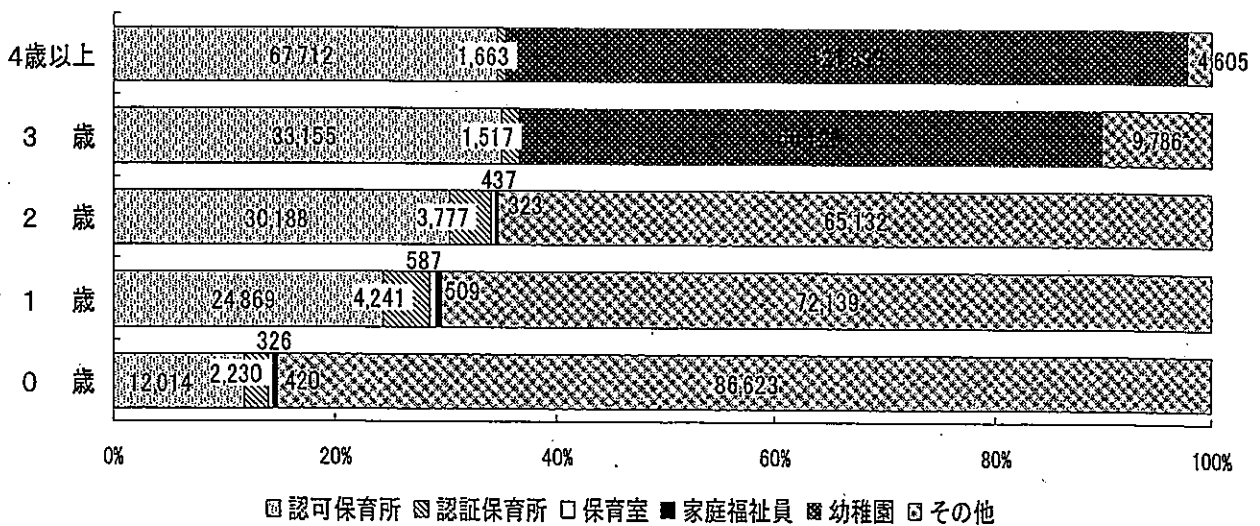
地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

図表1 就学前児童数・年少人口数の推移（東京都）



東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

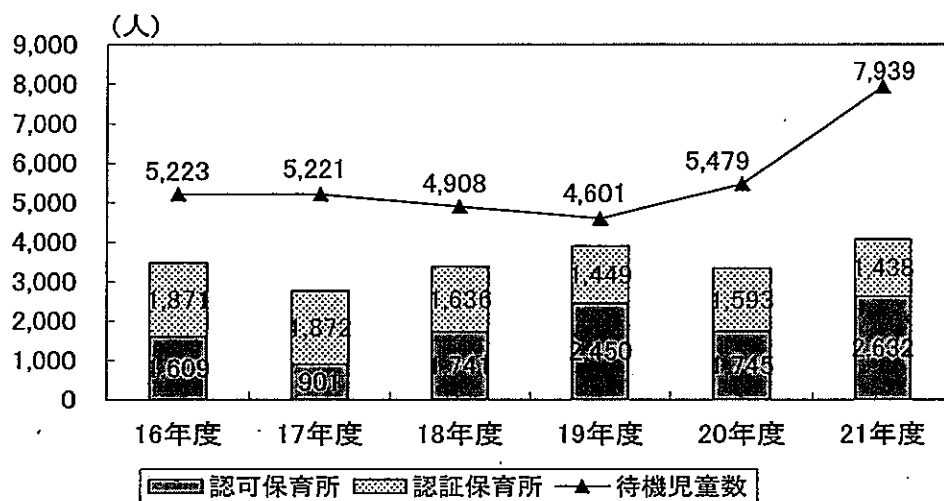
図表2 年齢別保育サービス利用状況（東京都）



東京都福祉保健局

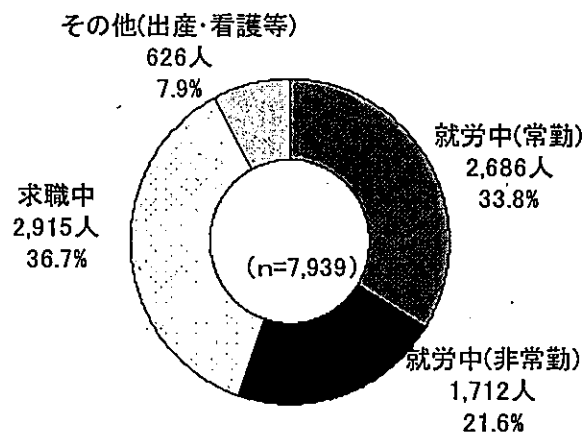
(注) 認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員は平成21年4月1日、幼稚園は平成21年5月1日現在の利用児童数。各年齢児童数は平成21年1月1日現在

図表3 待機児童数（各年度4月1日現在）と保育所の増加定員の推移



東京都福祉保健局

図表4 待機児童の保護者の状況（H21）



東京都福祉保健局調べ